

文書分類記号			ファイル 基準ナンバー	保存年限	年
公開非公開区分			<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部非	<input type="checkbox"/> 全部非

所長 管理室長 室員
 担当部長 グループリーダー グループ員 担当者

令和 年 月 日

施設設備等使用許可願

福井県工業技術センター所長 様

申請者 住 所
 会 社 名
 代表者職氏名
 (担当者職氏名)
 T E L () -

次のとおり福井県工業技術センターの施設設備等を使用したいので、許可願います。
 なお、施設設備等の使用に当たっては、裏面の使用条件を厳守します。

使用する施設設備等				※ 業種等コード		
使用内容		使用日時				
試料等	内 容	自	月	日	時	分
1		自	月	日	時	分
		至	月	日	時	分
		計 時間				
2		自	月	日	時	分
		至	月	日	時	分
		計 時間				
3		自	月	日	時	分
		至	月	日	時	分
		計 時間				
4		自	月	日	時	分
		至	月	日	時	分
		計 時間				
※ 使用料額		金 円				
使用者氏名						
1	※算定基礎 ① 県内企業等 (徴収条例運用通知3 ① ② ③) ② 県外企業等					
2						
3						
4						

(注) ※印欄は記入しないでください。

使用条件

- 1 施設設備等は使用許可願記載の目的以外に使用しないでください。
- 2 工業技術センターが業務に使用する時は許可を取り消す場合があります。
- 3 使用者が使用する施設設備等により損害（傷害、試料のき損などを含む）を受けても当センターは責任を負いません。
- 4 簡易操作マニュアルおよび安全操作マニュアルを熟知して使用してください。
- 5 使用した施設設備等および建物を滅失し、き損したときは、その損害を賠償していただきます。
- 6 使用した施設設備等は使用前の状態にして戻してください。
- 7 必要な消耗品は使用者で負担してください。
- 8 県外企業利用制限機器については、福井県外の方は福井県の科学技術振興のために使用してください。（県外企業利用制限機器は当センター総合利用案内またはホームページ内の「使用料・手数料一覧」にてご確認ください。）
- 9 センター内の施設設備等は原則撮影禁止です。
- 10 その他、所長の指示に従ってください。

業種等コード

1	機械	11	織布	21	瑪瑙	31	個人
2	金属	12	ニット	22	粘土瓦	32	大学・高専
3	眼鏡	13	染色	23	越前焼	33	公設機関・検査所等
4	電気	14	縫製	24	ニューセラミックス		
5	電子	15	雑品	25	その他の窯業		
6	無機化学	16	繊維機器	26	情報・通信		
7	有機化学	17	繊維商社	27	表面処理		
8	プラスチック	18	木工	28	一般商社		
9	糸加工	19	漆器	29	建築・土木		
10	準備	20	和紙	30	デザイン	99	その他